

ボランティアセンターだより

令和4年度 ボランティア保険加入受付開始



ボランティア活動中に起こる様々な事故に対する備えとして、ボランティアの方々を補償する保険です。年間を通して継続的・定期的なボランティア活動をされる方で、那賀町ボランティア連絡協議会(各支所ボランティア協議会)へ個人またはグループとして登録して頂ければ、保険掛金は全額社協負担とさせて頂きます。(ただし基本タイプAプラン加入の場合のみ。)保険の補償期間は加入手続き完了日の翌日から令和5年3月31日までとなります。ボランティア活動を始める前にぜひ加入しておきましょう。

加入プラン	加入プラン 年間保険料(1人あたり)	
基本プラン	350円 〈	
天災・地震補償プラン	500円	
特定感染症重点プラン	550円	

※基本プラン以外への加入は自己負担となります。

ただいま令和4年度のボランティア活動保険の加入を受け付けております。令和3年度より継続して活動される方(グループ)も新たに保険加入申込をする必要があります。4月1日より活動を始める方は3月中にお申し込みください。※グループの場合は名簿が必要です。

② ボランティア行事用保険

地域福祉活動の一環として行うボランティアに関する各種行事において、行事の主催者や参加者を補償する 保険です。保険掛金及び振込手数料は行事の主催者(保険加入申込者)のご負担となります。行事の 内容や開催期間によって保険掛金が異なりますので、詳しくは那賀町ボランティアセンター(社会福祉協議 会)までお問い合わせください。補償期間は加入手続き完了日(保険料の振込完了日及び加入依頼書送付完 了日)以降の行事開催日となります。行事開催日の少なくとも5日前までにお申し込みください。

③ 大規模災害時のボランティア活動保険(被災地へ行く前にご確認を!)

規模災害時には特例により加入手続き完了時点から保険開始となります。また、災害ボランティアの場合は 被災地の社会福祉協議会での加入申込も可能となります。被災地でのボランティア活動をする場合は、上記 の 天災・地震補償プランまたは特定感染症重点プラン(ともに掛金は自己負担)となります。また、被 災地へボランティアに行く際には、加入手続き後にお渡しする「保険加入カード」をご持参ください。

※それぞれの保険の加入条件や補償内容等について、詳しくは那賀町ボランティアセンターまたは社会福祉協議会各支所までお問い合わせください。

ボランティア・NPO 活動資金・助成金情報

名 称	第34回 地域福祉を	支援する 「わかば基金」
主催	社会福祉法人 1	HNK 厚生文化事業団
対象活動や内容等	支援金部門 ○地域の高齢者や障がい者、生活困窮者などの日常生活支援や、様々なサービス提供 ○障がい者の社会参加や就労の場づくり促進など ○文化芸術活動などを通じて障害や年齢の枠を超えた交流や相互理解を図る	リサイクルパソコン部門 ○地域の高齢者や障がい者、生活困窮者等へパソコン指導サービスを提供 ○障がい者の社会参加や就労の場づくり促進など ○要約筆記や字幕、音声や点訳などでの情報保障 ○福祉情報提供やネットワークづくりを通して地域福祉向上を図る
対象団体や 条件等	国内の一定地域に福祉活動拠点を設け、活動を広げたいグループ。	パソコンを利用して地域での活発な福祉活動に取り組み、活動の充実を図れるグループ。
助成金額	1団体 100万円以内(15団体ほど)	1団体 3台まで(総数30台)
応募〆切	2022年3月30日(必着) 郵送のみ	

ボランティアセンターだよい・ボランティアグループ等に関する お問い合わせ 那賀町ボランティアセンター (那賀町社会福祉協議会) 📖 0884-64-0026